

# 白鷹町特定地域生活排水処理事業

白鷹町

## (合併処理浄化槽町設置型)

### 特定地域生活排水処理事業とは

公共下水道・農業集落排水事業区域以外の区域を対象に、町が浄化槽を設置して町が維持管理を行い、生活排水による河川等の水質汚濁を防止し生活環境の保全を図っていくものです。

設置申請者の方には浄化槽設置時に分担金を納入していただき、町が設置工事を行ないます。その後の使用に伴う法定検査・清掃等の維持管理についても町が実施し、その費用については使用料として負担していただきます。なお、設置に必要な用地については町が無償で借用することになります。

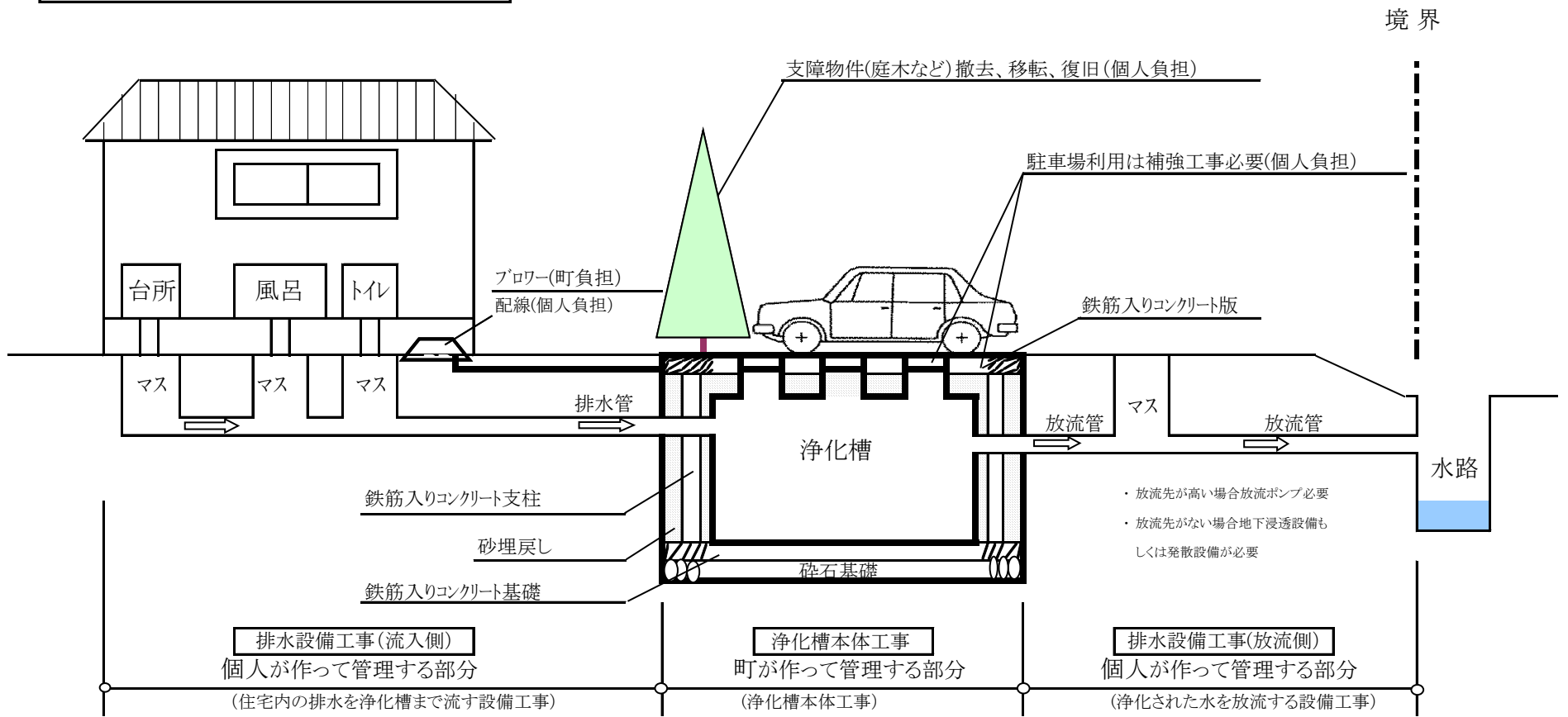
### 対象となる区域

公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業整備区域以外の町全域です。

### 対象となる建物

公共施設、一般住宅、併用住宅の住居部分

### 工事費・維持管理費の負担区分



	町 負担	個人(使用者・申請者)負担
工事費	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 浄化槽本体標準工事費用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浄化槽本体のほか、本体が積雪加重に耐えうる構造※のものを支障となるものがない土地に設置するために必要な費用(ブローア設置を含む)</li> <li>※ 鉄筋入りコンクリート基礎及び浄化槽上部に鉄筋入りコンクリート版を設置し、さらに鉄筋入りコンクリート支柱で支える構造</li> </ul> </li> <li>◇ 設置場所の土質(岩盤の出現)により増額となる費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 浄化槽設置工事に支障となる物件の撤去、移転、復旧等の費用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庭木、家屋、塀、庭石、水道管、コンクリート構造物、その他</li> </ul> </li> <li>◇ 浄化槽本体標準工事費以外の費用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排水設備工事、水洗トイレ設置等に必要となる費用</li> <li>・ 浄化槽から放流先までの放流設備工事</li> </ul> </li> <li>◇ その他の工事                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流入、放流ポンプ、配線工事、浄化槽の上部を駐車場として利用する場合の補強工事等</li> </ul> </li> <li>◇ 分担金</li> </ul>
維持管理費	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 浄化槽本体の維持管理費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保守点検 3回/年 以上</li> <li>・ 法定検査 1回/年</li> <li>・ 清掃 1回/年</li> <li>・ 修理 随時</li> </ul> </li> <li>◇ ブローアの電気料金の一部 250円/月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 使用料金(合併浄化槽使用料)</li> <li>◇ 排水設備、放流設備の維持管理費</li> <li>◇ 放流費(土地改良区等へ支払う必要がある場合)</li> <li>◇ ブローアの電気料金</li> <li>◇ 土地改良区等の使用料</li> </ul>

## 分担金について

浄化槽受益者負担金として、1基当たり20万円です。

分担金の賦課期日は、設置工事計画を承諾した日とし、町が申請者に「分担金納入通知書」により通知します。  
公共施設においては、分担金の減免制度がありますので、下水道係までお問い合わせください。

## 使用料金について

- ①水道水使用の場合(水道のメーターの読みを使います)
- ②井戸水使用の場合(家族人数による認定水量を計算します)  
4人まで1人当たり6m<sup>3</sup>、5人目から1人当たり3m<sup>3</sup>

<6人家族の場合の計算例>

$$4人 \times 6m^3 + 2人 \times 3m^3 = 30m^3$$

- ③水道水、井戸水併用の場合(上の①②で計算し多い水量を採用します)

使用料金表(消費税込:税率10%)

使用水量 (m <sup>3</sup> )	基本料金 (円)	従量料金 (円)	合計金額 (円)
1~10	1,760	0	1,760
11	1,760	176	1,936
12	1,760	352	2,112
13	1,760	528	2,288
20	1,760	1,760	3,520
30	1,760	3,520	5,280
40	1,760	5,280	7,040
50	1,760	7,040	8,800

## 使用貸借契約及び浄化槽設置に関する協定について

加入者は、浄化槽の設置に要する用地を町に無償で貸付けるとともに、町と使用貸借契約(借地等の場合は実所有者と契約)及び合併処理浄化槽に関する協定を町と締結していただきます。

## 排水設備等設置改造資金融資斡旋制度

浄化槽の設置に合わせ、排水設備等を改造される方に対するの融資斡旋制度があります。

融資限度額	120万円
償還期限	60ヶ月以内(元金均等償還)

\*利用できる金融機関は下記のとおりです。

- 山形銀行荒砥支店
- きらやか銀行荒砥支店、鮎貝支店
- 山形中央信用組合荒砥支店
- 山形おきたま農業協同組合

## すでに合併処理浄化槽を設置している場合も加入できます

合併処理浄化槽を町に寄附していただき、町で維持管理を行い、加入者(使用者)が使用料金を毎月納めることとなります。

\*申し込み要件は、次のいずれにも該当していることが必要です。

- ①浄化槽法第13条に基づく形式認定を受けている合併処理浄化槽で、平成21年3月31日までに設置した人槽10人以下の合併処理浄化槽で正常に機能していること。
- ②保守点検業者による保守点検を定期的に行っている
- ③1年以内に清掃業者による清掃、汚泥の引き抜きを実施している
- ④浄化槽法第11条(及び7条)に基づく水質検査をうけて検査結果が適正であること
- ⑤排水設備が適正に管理されていること
- ⑥町税及び水道料金を滞納していないこと

お 願 い

浄化槽の本体工事は町が行います。

工事設計、請負業者決定までには一定の期間を必要としますので、個人施工分の排水設備工事等との日程調整のうえ、お早めにお申し込み又は事前協議をお願いします。